

民事調停

民事調停

- 1922年借地借家調停法を起源に持ち、戦時民事特別法(1942年)を経て、戦後すぐの1951年に**民事調停法**として立法された。
- 簡易裁判所及び地方裁判所で行われる。
- **調停委員会**は、調停主任の裁判官1名と**民事調停委員**2名(以上)によって構成される。
- 裁判に提訴された事件を、受訴裁判所が職権で調停に付すことを**付調停**という。地方裁判所では医師や建築士などの専門家の調停委員もいるため、専門性の調達を目的としてしばしば活用される。

民事調停(続)

- 特定調停は、民事調停の特例として定められたもので、債務整理を目的とする手続。いわゆる過払い請求の払い戻し手続に広く活用された。
- 2003年(H15)に年間申立が60万件を超えたが、近年激減し3万件台で推移。